**単独浄化槽・汲み取り便槽からの転換に係る上乗せ補助について**

**＜本市からの説明＞**

今回の浄化槽設置整備事業補助金交付申請の内容は、浄化槽法に基づく増改築による合併浄化槽の設置であるため、既存施設である（ 単独浄化槽 ・ 汲み取り便槽 ）を適正に産業廃棄物処分した場合、下表のとおり、既存施設の処分費及び配管設置費が上乗せ補助の対象となる可能性があります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 浄化槽を設置するお宅の状況 | ５人槽 | ７人槽 | １０人槽 | １１人槽以上５０人槽まで |
| 新築の場合（これまでと変わりません。） | 332,000円 | 414,000円 | 548,000円 | 750,000円 |
| **新築以外の場合****（補助金の上乗せがあります。）** | **単独浄化槽を処分する場合** | **上乗せ額：420,000円** |
| **計752,000円** | **計834,000円** | **計968,000円** | **計1,170,000円** |
| **汲み取り便槽を処分する場合** | **上乗せ額：390,000円** |
| **計722,000円** | **計804,000円** | **計938,000円** | **計1,140,000円** |

**※　実際にかかった費用が表の上乗せ額に満たない場合は、実際にかかった費用の千円未満を切り捨てた額となります。**

浄化槽施工業者から上記内容の説明を受けましたが、上乗せ補助金の

申請は致しません。

年　　月　　日

対象者　　　　氏　　名

現 住 所

設置場所　　直方市

説明した者　　　浄化槽施工業者

　　　　　　　　　　 浄化槽設備士　　　　　　　　　　　　 ㊞